

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市建設工事請負契約基準約款第10条第2項及び第3項、さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款第10条第2項及び第3項に規定する「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、各約款運用指針の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- 二 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- 三 工事の全部の施工を一時中止している期間
- 四 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件のいずれかを満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- 一 建設業法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事に該当しない工事
- 二 単価契約による建設工事
- 三 建設業法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事のうち、もう一方の工事と密接な関係がある工事

(兼務を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- 一 発注者との連絡体制が確保されていること
- 二 必ずいずれかの工事に常駐していること
- 三 必要に応じて、現場代理人の指示のもとに現場での連絡や作業指示を行う者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと
- 四 兼務する工事同士の距離等については、次のいずれかを満たすこと

- ① 施工箇所がさいたま市内同士であること
- ② 市外工事と兼務する場合、工事現場同士の直線距離が10キロメートル以内であること

五 さいたま市、国又は他の地方公共団体が発注する工事であること（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）

（兼務を認める対象工事の明示）

第5条 第3条の一号、二号において、兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は入札（見積）に関する注意事項（以下、「入札公告等」という。）に記載し明示することを原則とする。

なお、第3条の三号の条件を満たしている工事のほか、入札公告等に兼務を認める対象工事であることが記載されていない場合には、「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書（様式1号）」による受注者からの照会により、適用の有無を回答することとする。

（兼務の手続き）

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の工事が兼務可能であるものであることを確認できる書類を添付して、発注者に「現場代理人の兼務届（様式2号）」を提出することとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年7月25日から適用する。
- 2 改定後の要領は、適用日より前に入札公告済みの工事についても適用することができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月1日から適用する。
- 2 改定後の要領は、適用日より前に入札公告済みの工事についても適用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改定後の要領は、適用日より前に入札公告済みの工事についても適用することができるものとする。